（建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正）

第五十三条　建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号を次のように改める。

二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項の持分会社　社員

第十七条第三号中「商法第五十三条」を「会社法第二条第一号」に改める。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第五十四条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改め、同条第五号中「又は社員（有限会社である場合に限る。）」を削る。

第二十四条第五号、第五十八条第五号及び第八十四条第五号中「又は社員（有限会社である場合に限る。）」を削る。

（気象測器検定規則の一部改正）

第五十五条　気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「分割が」を「会社分割が」に、「分割後」を「会社分割後」に、「分割に」を「会社分割に」に改め、同条第三項第三号中「分割」を「会社分割」に改める。

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第五十六条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「又は有限会社」を削る。

（国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五十七条　国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第三号中「商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第十条」を「会社法施行規則（平成十八年二月七日法務省令第十二号）第二百二十三条」に改める。

（成田国際空港株式会社法施行規則の一部改正）

第五十八条　成田国際空港株式会社法施行規則（平成十六年国土交通省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「新株発行」を「新株を引き受ける者の募集」に改め、同条中「の発行の」を「を引き受ける者の募集の」に、「の発行に」を「を引き受ける者の募集に」に改め、同条第一号中「新株」を「募集株式」に改め、同条第二号から第十一号までを次のように改める。

二　募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法

三　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四　募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

五　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

六　株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

七　特に有利な募集株式の払込金額により新株を引き受ける者の募集をしようとするときは、その理由

八　新株を引き受ける者の募集の方法

九　金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

十　新株を引き受ける者の募集により取得する金額の使途

十一　新株を引き受ける者の募集の理由

第三条の見出し中「新株予約権の発行」を「募集新株予約権を引き受ける者の募集」に改め、同条第一項中「新株予約権の発行」を「募集新株予約権を引き受ける者の募集」に、「新株予約権の発行」を「募集新株予約権を引き受ける者の募集」に改め、同項第一号から第十三号までを次のように改める。

一　募集新株予約権の内容及び数

二　募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三　前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法

四　募集新株予約権を割り当てる日

五　募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

六　募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、次に掲げる事項

イ　新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の金額

ロ　新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件

七　前号に規定する場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

八　株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日

九　特に有利な条件又は募集新株予約権の払込金額により募集新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その理由

十　募集新株予約権を引き受ける者の募集の方法

十一　新株予約権の行使に際して金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

十二　募集新株予約権を引き受ける者の募集により取得する金額の使途

十三　募集新株予約権を引き受ける者の募集の理由

第三条第一項第十四号及び第十五号を削り、同条第二項を削る。

第四条の見出し中「社債募集」を「募集社債を引き受ける者の募集」に改め、同条中「社債の募集の認可」を「募集社債（募集新株予約権付社債を除く。以下同じ。）を引き受ける者の募集の認可」に、「に社債」を「に募集社債を引き受ける者」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「社債の総額」を「募集社債の総額」に、「各社債」を「各募集社債」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「社債」を「募集社債」に改め、「発行価額」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同号を同条第五号とする。

第十四条を第十八条とし、第十三条を第十七条とする。

第十二条第一項中「の事項」を「に規定する事項」に改め、同項第二号中「あっては、」の下に「分割により」を、「法人」の下に「又は分割により設立する法人」を加え、同条第二項第二号中「合併契約書」を「合併契約」に、「分割契約書」を「吸収分割契約」に、「分割計画書」の写し」を「新設分割計画」において定めた事項を記載した書類」に改め、同項第四号中「合併契約書」を「合併契約」に、「分割契約書」を「吸収分割契約の締結」に、「分割計画書」の作成」を「新設分割計画の作成」に改め、同項第五号中「承継する法人」の下に「若しくは分割により設立する法人」を加え、同条を第十六条とする。

第十一条の見出し中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に改め、同条中「利益の処分又は損失の処理」を「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に、「利益又は損失」を「剰余金」に改め、同条を第十五条とする。

第十条を第十四条とし、第九条を第十三条とする。

第八条中「帳簿価格」を「帳簿価額」に改め、同条を第十二条とする。